

(進行表)

2023（令和5）年度 埼玉国際青年を育てる会 定期総会

とき 2023（令和5）年5月29日（月）18：30～
ところ さいたま市民会館おおみや

☆総会次第

- 1 開 会 （副会長 榎本 敬）
- 2 会長挨拶 （会 長 時田 巖）
- 3 議長選出
- 4 議 事
議案第1号 2022（令和4）年度事業報告について
議案第2号 2022（令和4）年度決算報告について
議案第3号 2023（令和5）年度事業計画（案）について
議案第4号 2023（令和5）年度予算（案）について
議案第5号 会則の一部変更について（案）
議案第6号 役員を選任（案）について
- 5 来賓祝辞 （埼玉県県民生活部国際課 課長 安部里佳 様）
// （JICA 東京 JICA 埼玉デスク 国際協力推進員 高橋 雪子 様）
- 挨拶 （関係役員）
- 6 閉 会

2022（令和4）年度事業報告

1 支援活動

壮行会（1次隊）は7月12日 埼玉県県民健康センター（派遣隊員 9名）

壮行会（2次隊）は9月12日 埼玉会館（派遣隊員 4名）

壮行会（3次隊）は12月19日 埼玉会館（派遣隊員 9名）

壮行会（4次隊）は2023年3月14日（派遣隊員 4名）

随 時 一時帰国隊員との交信（メール）

2 育成活動

出前講座は休止のため実施しませんでした。

3 広報活動

会報「国際青年」の第51号発行

家族連絡会は実施しませんでした。

随 時 ホームページ更新

4 会員増強活動

随 時 会員加入の働きかけ

（役員の努力）

5 その他

「埼玉県人会第15回善行賞」を受賞しました。（2023年1月24日）

小さなハートプロジェクトへの資金補助は該当がありませんでした。

6 諸会議

2022年4月 9日 広報委員会（リモート）

4月11日 正副会長会（書面）

4月16日 常任理事会（メール等）

4月21日 会計監査

4月23日 理事会（メール等）

5月 5日 広報委員会（リモート）

6月 5日 広報委員会（リモート）

6月13日 正副会長会（書面）

6月19日 広報委員会（リモート）

2023年1月12日 正副会長会

2023（令和5）年度事業計画(案)

1 支援活動

1次隊～4次隊まで、4回の壮行会を予定

随時 一時帰国隊員及び派遣隊員との交信（メール）

2 育成活動

随時 シニア海外ボランティア経験者懇話会

3 広報活動

会報「国際青年」第52号発行（300部）及び第53号発行（300部）

12月 2024年版 当会カレンダー配布

広報活動等のweb化に努める

随時 リフレット作成

随時 各種団体への働きかけ

随時 ホームページ更新

4 会員増強活動

法人会員、団体会員、個人会員の勧誘に努める。

5 諸会議

2023年4月8日 広報委員会（リモート）

8日 常任理事会（メール）

20日 会計監査

24日 広報委員会（リモート）

25日 理事会

5月6日 広報委員会（リモート）

29日 2023年度総会

随時 諸会議を開催

議案第5号

会則の一部変更について（案）

会則第6条、第7条、第8条、第9条及び第12条について、下記のとおり改正することを提案いたします。

改正案	現行
<p>(入会) 第6条 入会する時は、所定の入会申込書を事務局に提出する。</p> <p>(役員) 第7条 本会には、次の役員を置く。 (1) 理事 25名以内 (うち、会長、副会長及び事務局長を含む) (2) 監事2名 (役員の選任) 第8条 役員は会員の中から総会において選任する。 2 会長、副会長及び事務局長は理事会において互選する。 (役員の職務と任期) 第9条 会長は、本会を代表して会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。 3 理事は、理事会を組織し、執行計画及び第13条第2項に定める事項について審議する。 4 事務局長は、本会の運営の円滑化をはかるため事務局を構成し、会計、書記等の任務を担当する。 5 監事は、会計と事業について監査を行う。 6 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p>	<p>(入会) 第6条 入会する時は、所定の入会申込書に年会費を添えて事務局に提出する。</p> <p>(役員) 第7条 本会には、次の役員を置く。 (1) 理事 30名以内 (うち、会長1名、副会長2名、常任理事7名及び事務局長1名を含む) (2) 監事2名 (役員の選任) 第8条 役員は会員の中から総会において選任する。 2 会長、副会長、<u>常任理事</u>及び事務局長は理事会において互選する。 (役員の職務と任期) 第9条 会長は、本会を代表して会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。 3 <u>常任理事は、正副会長と常任理事会を組織し、緊急事項及び総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について審議し決定する。</u> 4 理事は、理事会を組織し、執行計画及び第13条第2項に定める事項について審議する。 5 事務局長は、本会の運営の円滑化をはかるため事務局を構成し、会計、書記等の任務</p>

	<p>を担当する。</p> <p>6 監事は、会計と事業について監査を行う。</p> <p>7 任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p><u>(常任理事会)</u></p> <p><u>第12条 常任理事会は、会長が必要に応じて招集する。</u></p> <p><u>2 常任理事会の議決は、出席者の過半数の賛成を得て決定する。</u></p> <p><u>3 常任理事会の議決事項は、次のものとする。</u></p> <p>(1) <u>小さなハートプロジェクトへの寄付など、緊急を要する事項</u></p> <p>(2) <u>事業の実施に必要な要領等の制定</u></p> <p>(3) <u>その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u></p> <p><u>4 常任理事会が決定した事項については、その後開催される理事会に報告しなければならない。</u></p>
--	---

附則 この会則は、令和5年5月29日から施行する。

会則改正 令和5年5月29日（入会手続、理事数、副会長等の数、常任理事会の廃止）

議案第6号

役員を選任について

当会の目的に沿ってより充実した活動を行うため下記のとおり役員を変更することを提案いたします。

2023～2024（令和5～6）年度

埼玉国際青年を育てる会役員（案）

会 長	時田 巖	（トキタ種苗株式会社代表取締役社長）
副会長	榎本 敬	（青年海外協力隊埼玉県 OB 会会長）
〃	川嶋 清	（会社顧問）・・・・・・・・・・・・・○
〃	井上 匡	（トキタ種苗株式会社総務経理部経理部長）・○
理 事	中島美都里	（箏奏者、キャリアコンサルタント）・・・・・・○
〃	小島章裕	（元桶川市立桶川小学校長）
〃	高野直明	（シルクロードの砂漠と文化研究会員）
〃	大野信一	（青年海外協力隊埼玉県 OB 会理事）
〃	町田 純	（塚越剣友会会長）
〃	黒須琢也	（元埼玉県国際理解教育研究会会長、元越谷市立大相模小学校長）
〃	井上泰一	（税理士）
〃	深澤孝忠	（元埼玉県国際理解教育研究会会長、前上尾市立大谷小学校長）
〃	野村 昇	（元インドネシア・在デンパサール日本国総領事）
理事・事務局長	矢部保雄	（元埼玉県立歴史と民俗の博物館館長）
理事・事務局長	酒井幸枝	（元埼玉県身体障害者福祉協会事務局長）
〃	佐々木花野	（トキタ種苗株式会社海外事業本部係長兼社長秘書）
監 事	小林輝一	（(株)ワンダーライフ社長）
〃	板倉克己	（元（公財）埼玉県学校給食会理事長）
顧 問	星野和央	（(株)さきたま出版会会長）

（注） ○印は、変更